

世田谷区 区長 熊本 哲之 殿

平成 18 年 2 月 12 日

**要 望 書**

54 号線の見直しを求める下北沢商業者協議会

代 表 大 木 雄 高

〒 155-0032

東京都世田谷区代沢 2 丁目 20 番 12 号ビッグトリイ

電話番号 03 3419 6261

ファックス 03 3419 6848

私たちは、下北沢地域で商売を営む者の有志です。

世田谷区が示す「都市計画道路補助 54 号線」と「区画街路 10 号線」、及びこれらを前提とした「下北沢駅周辺地区地区計画」は、事業予定地の店舗のみならず、下北沢の街全体の存命にかかわる重大な事柄であると受け止め、私達商業者はこのたび要望書を提出いたします。

**要 望 :**

「補助 54 号線」「区画街路 10 号線」計画の見直し

「補助 54 号線」「区画街路 10 号線」を前提とした「下北沢駅周辺地区 地区計画」の策定作業の中止と見直し

下北沢は、独特の個性ある街として、東京のみならず日本全国の人々に人気を得ています。街の個性は、この街で店舗を営む私達ひとりひとりの商業者がそれぞれ創意を凝らして来た結果、ゆっくりと醸成されてきたものです。世田谷区の施策は本来、街の個性を理解し、さらに発展させる形で行うものでなければなりません。しかし、一体的な賑わいを持つ街を大きな道路で分断し、高いビルの建設を促す現在の計画は、私達が長い年月をかけて形成してきた街の文化を破壊することにしかつながらりません。私達は、「補助 54 号線」および「区画街路 10 号線」計画を見直すとともに、これらを前提とした「下北沢駅周辺地区 地区計画」の策定作業をいったん中止し、抜本的な見直しを行うことを要望いたします。

**理由：**

1 .「補助 54 号線」および「区画街路 10 号線」は、現在賑わいを見せる下北沢の商業地に建ち並ぶ数多くの店舗

に立ち退きを迫るとともに、街を26mの最大幅によって大きく分断し、歩き楽しめる街としての魅力を大きく損ねてしまいます。

2. 現在の下北沢のテナント料はすでに非常に高く、数多くの商業者を苦しめています。計画通りに開発が行われた結果、大きな通り沿いに建つビルのテナント料は現在よりもさらに高いものとなり、私達小規模な店舗では賃借することが難しくなります。その結果、大手資本が現在よりも増加することになります。資本力が比較的弱い私達の店舗は、価格設定の面でもロケーションの面でも、これらの大手資本に圧されてしまうことが危惧されます。

3. 世田谷区は地権者や懇談会メンバーのみと協議を行うだけで、店舗の経営者の意見を徴集し、計画に反映させることを怠ってきました。街における私達、地元の店舗の果たす役割は非常に大きいものであるにもかかわらず、世田谷区は「地元で反対の声はない」と言い切り計画を押し進めようとしています。